

- 現行の京都市社会的養育推進計画に対する
現状・達成見込み・要因分析
- 国が示す必要的記載事項に対する現在の
整備・取り組み状況

① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

計画規定内容

児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障（特別養子縁組等による永続的な家庭環境の保障）の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親・地域での支援それぞれの体制の強化を行います。

記載事項

「計画策定に当たっての留意事項」を踏まえて、社会的養育の体制整備の基本的考え方と計画体系、PDCAサイクルの運用の在り方を記載。

② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援事業）

計画規定内容

- ・ 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 児童相談所での意見聴取について児童記録等に記録化
- ・ 児童相談所から年齢に応じた権利ノートを施設入所時に配付
- ・ 里親、ファミリーホーム向けの権利ノートの作成を検討中
- ・ 令和6年度から、児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業を開始
子どもの権利擁護に係る環境整備のため「子どもの権利擁護部会」を創設
「意見表明等支援事業」及び子どもの権利擁護に関する研修を実施予定

達成見込み・要因分析

権利ノートの活用や一時保護所における意見箱の設置に加え、令和6年度からは児童福祉法の改正を踏まえた新たな取組を実施するなど、子どもの権利擁護のための取組を推進している。

② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援事業）

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
・社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	令和6年度から実施予定	
・意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合、そのうち事業を利用した子どもの割合	令和6年度から実施予定	
・措置児童等を対象とした権利擁護に関する取組にかかる子ども本人の認知度、利用度、満足度の確認体制の整備	（検討中）	
・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備	（検討中）	
・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができることものの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	（検討中）	
・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	令和6年度から専門部会（子どもの権利擁護部会）を設置	
・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	社会的養育推進計画の策定に当たり、当事者の部会参画を検討	

評価のための指標

- ・ 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
- ・ 意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合、そのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益合判のない独立性を担保しているか））
- ・ 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度（知っているか）、利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）、満足度（利用してどうだったか）
- ・ 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
- ・ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況及び意見申立件数
- ・ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（経験者を含む）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

計画規定内容

- 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【P11、P27】
- 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実【P12、P27、P28】
- 区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化【P27】
- 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化【P27】
- 母子生活支援施設を活用した支援【P27】

現状（取組結果）

- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室を令和6年4月から「こども家庭センター」に位置付け
- ・ 子育て支援短期利用事業について、令和2年度以降、新たに3か所で事業開始するとともに、令和5年度からは本体施設のない事業所に職員配置に係る補助を開始
- ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議に所轄警察署が参画
- ・ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を継続して実施
- ・ 措置費を活用した地域支援事業の実施
- ・ 母子生活支援施設と福祉事務所職員の合同研修を継続して実施

達成見込み・要因分析

児童福祉法の改正も踏まえ、計画規定内容に係る取組を継続的に推進している。

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組		
・ こども家庭センターの設置数	全区役所・支所に設置（14か所）	
・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	新任研修、職種別研修、福祉業務研修等を継続的に実施	
・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	継続的に実施	
・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	担当者への研修の実施	
②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組		
・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	（検討中）	
・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	—	

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組		
・ 児童家庭支援センターの設置数	－	
・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数	－	
・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	－	

③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

評価のための指標

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ こども家庭センターの設置数
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策
- ・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	－	
・助産施設の設置数	11か所で実施	
・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	個別事業研修、新採研修・異動者研修内において特定妊婦の支援について講義等を実施。	

評価のための指標

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

⑤ 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

代替養育が必要な児童数及び里親委託率等の見込み及び実績

	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
施設	3歳未満	26	22	21	18	17	16	13	18	9	9	8	8	8	8
	学齢前	39	52	34	45	30	44	25	40	20	16	11	11	11	11
	学齢期	248	269	235	261	223	252	210	263	198	186	175	163	152	139
里親	3歳未満	11	9	15	2	19	2	23	3	26	26	26	26	26	25
	学齢前	9	13	13	18	17	19	21	16	26	29	34	33	33	32
	学齢期	58	55	68	56	77	44	87	47	96	105	113	122	130	140
代替養育	3歳未満	37	31	36	20	36	18	36	21	35	35	34	34	34	33
	学齢前	48	65	47	63	47	63	46	56	46	45	45	44	44	43
	学齢期	306	324	303	317	300	296	297	310	294	291	288	285	282	279
合計		391	420	386	400	383	377	379	387	375	371	367	363	360	355
里親等委託率		19.9	18.3	24.9	19.0	29.5	17.2	34.6	17.1	39.5	43.1	47.1	49.9	52.5	55.5

⑥ 一時保護改革に向けた取組

計画規定内容

- ・ 一時保護所の環境改善のための取組の推進【P28】
- ・ 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施【P28】

現状（取組結果）

- ・ 意見箱に投函された手紙へのきめ細やかな対応、一時保護所の新施設への移転に伴う男女居室の個室化（令和6年1月～）
- ・ 一時保護所内での学習時間に、将来の職業を考える時間を導入（令和5年度～）
- ・ 市内の様々な施設等に対し委託一時保護できるよう理解の醸成や連携体制の構築を実施
- ・ 一時保護時の私物の持ち込み制限について、子どもの権利擁護の観点から一部を見直しを実施

達成見込み・要因分析

- ・ 子どもの権利擁護の観点から、一時保護所内での学習支援の充実に取り組んでいる。
また、私物の持込制限についても、見直しを図っている。
- ・ 一時保護所の定員超過傾向を解消するため、一時委託保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成、一時保護専用施設の確保に引き続き取り組む。
- ・ 今後、通学支援についても、検討を行っていく。

⑥ 一時保護改革に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
・一時保護施設の定員数	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の一時保護所では、令和6年1月の現施設への移転を契機に、個室化の実施やハード面の整備を行った。 ・一方、児童虐待認定件数の増加等も相まって、定員を超える受入が常態化している（令和5年度：平均入所率98.7%）。 	
・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数	里親をはじめ、委託一時保護が可能な施設（ファミリーホーム及び市内等の児童養護施設等）において、委託一時保護を実施している。	
・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所職員（係長級以上）について、2年に1回以上の研修受講を実施している。 （令和6年度：1名：一時保護所運営担当課長） ・一時保護職員向け研修として、一時保護児童をケアするうえで必要となる知識・技術の習得を目的に、児童精神科医等の協力も得ながら、一時保護所業務、性的虐待、救命救急対応及び「トラウマインフォームドケア」等を学ぶ研修や職員間の意見交換会等を合わせて17回（令和5年度実績）実施した。 	
・第三者評価を実施している一時保護施設数	令和6年度に実施見込み	

評価のための指標

- ・ 一時保護施設の定員数
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数
- ・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 第三者評価を実施している一時保護施設数（分母：管内の全一時保護施設数）
- ・ 一時保護施設の平均入所日数
- ・ 一時保護施設の平均入所率

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

計画規定内容

- 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【P12、P28】
- 保護者支援、家族再統合の取組の充実【P27】

現状（取組結果）

- ・ 児童相談所に社会的養育推進担当課長を配置するとともに、里親養育支援係を設置し、係長を含む児童福祉司3名を配置（令和2年4月～）
- ・ 虐待の虐待親向けのカウンセリング事業及び家族再統合に向けた保護者支援事業の実施（カウンセリング2か所、保護者支援事業1法人に委託）

達成見込み・要因分析

- ・ 里親登録数の増加、登録された里親に対する的確なマッチング及び不調時の丁寧な対応等を行うための体制を引き続き確保する。
- ・ プログラム参加を希望する虐待親への利用勧奨の更なる推進（令和5年度利用実績：カウンセリング51回、保護者支援事業参加者5人）

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組		
<ul style="list-style-type: none"> こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養育推進担当課長、里親養育支援係長（1名）及び係員（2名）の体制で実施 	
②親子関係再構築に向けた取組		
<ul style="list-style-type: none"> 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者カウンセリング事業」を委託にて実施（令和5年度：51回） 家族再統合のための保護者支援プログラムの実施（令和5年度：5名） 	
<ul style="list-style-type: none"> 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の職員（心理支援担当）が実施。（専門チームは未設置） 	
<ul style="list-style-type: none"> 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員を対象に研修※を実施予定 （※）サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ研修（定員50名） （※）愛着（アタッチメント）研修（定員20名） 	

⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
②親子関係再構築に向けた取組（続き）		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市児童相談所独自の「虐待防止プログラム※」を作成中。 （※）作成できれば、児童心理司及び児童福祉司向けに研修を実施予定 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者カウンセリング事業及び家族再統合のための保護者支援事業を民間団体に委託して実施 	
③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数 	2件（令和4年度）、0件（令和5年度）、2件（令和6年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 	0件（令和4年度）、1件（令和5年度）、0件（令和6年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備 	支援全体の業務の中で実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援センターやフォスターリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備 	支援全体の業務の中で実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 	異動してきた全職員を対象に実施	

評価のための指標

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・ 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・ 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

評価のための指標

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

計画規定内容

- 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築【P12、28】
- すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置【P28】
- ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）【P28】
- 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 児童相談所をフォスタリング機関に位置付けて専任職員を配置（令和2年4月～）
- ・ 市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された里親支援専門相談員と連携した普及啓発活動、里親への訪問支援、里親の相互交流サロンの実施及び「基礎研修」を兼ねた各行政区での里親制度説明会等を開催し、里親確保・支援に取り組んでいる。
- ・ R2年度からすべての児童養護施設と乳児院に里親支援専門相談員を配置
- ・ ファミリーホーム：
R2年度 2か所(定員11名) ⇒ R5年度 4か所(定員22名)
- ・ 未委託里親を含む里親への研修の充実
- ・ 施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実

達成見込み・要因分析

- ・ 里親登録数の増加を目的とした各種取組により、里親登録数は増加。
154世帯（令和2年度）
180世帯（令和5年度）
- ・ 市内の社会福祉法人に「里親研修・トレーニング事業」を委託
- ・ 市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された「里親支援専門相談員」による施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実を各ブロック単位で実施、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点を開設

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等		
・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等委託率17.1%（令和6年3月末時点） （3歳未満14.3%、3歳以上の就学前28.6%、学童期以降15.2%） ・ 登録率 55.4%（令和6年3月末時点） ・ 稼働率 30.8%（令和6年3月末時点） 	
・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育里親 136（うち専門里親8）、 ・ 養子縁組里親 90 ※ 養育里親と養子縁組里親の重複登録 64 	
・ ファミリーホーム数	ファミリーホーム数：4	
・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年間12回	

⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組		
・ 里親支援センターの設置数	未設置（児童相談所をフォスタリング機関として中心となり支援を実施。事業の一部を社会福祉法人等に委託。）	
・ 民間フォスタリング機関の設置数	児童相談所をフォスタリング機関に位置づけ、研修事業・訪問支援事業を民間委託	
・ 児童相談所における里親等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所に里親支援を専門に行う里親養育支援係を設置（令和2年度） ・ 里親会事務局を運営及び里親支援連絡会を開催 	
・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「里親研修・トレーニング事業」を民間団体に委託（令和5年度実績） テーマ別研修 5回（46人） 安心感の輪子育てプログラム 1回（2人） フォスタリングチェンジプログラム 2回（7人） ステップアップ研修 1回（22人） 	

評価のための指標

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
- ・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数
- ・ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・ 里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・ 民間フォスタリング機関の設置数
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

計画規定内容

- 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進【P12、P28】
- 研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の処遇改善【P28】
- 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 施設機能強化補助金事業を実施し、小規模化を推進
（地域小規模児童養護施設17か所、分園型小規模グループケア1か所）
- ・ R3年度に基幹的職員研修を実施。
- ・ 処遇改善にかかる加算（社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算等）の実施
 - ・ 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配
- ・ 児童養護施設における看護師加算の実施

達成見込み・要因分析

計画規定内容に係る取組を継続的に推進している。

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
①施設で養育が必要な子どもの見込み		
<ul style="list-style-type: none"> 計画期間における年度ごとの施設で養育が必要な子ども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込み 	令和6年3月末時点 3歳未満 18人 3歳以上就学前 40人 学齢期以降 263人	
②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
<ul style="list-style-type: none"> 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 	令和5年4月1日時点 地域小規模児童養護施設 17施設（86人） 施設内小規模グループケア 21か所（124人） 分園型小規模グループケア 1か所（7人）	
<ul style="list-style-type: none"> 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数 	令和5年4月1日時点 家庭支援専門相談員（4か所4人） 心理療法担当職員（8か所8人） ※非常勤職員は複数名配置している場合は1名でカウント 自立支援担当職員（7か所7人）	
<ul style="list-style-type: none"> 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数 	令和5年4月1日時点 家族療法事業 8施設 ※ 親子支援事業は令和6年度開始	

⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（続き）		
・一時保護専用施設の整備施設数	未整備	
・児童家庭支援センターの設置施設数	—	
・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	里親支援センターは未整備。 フォスターリング事業として、研修事業・訪問支援事業・里親等委託児童自立支援事業・広報を民間委託（3か所）	
・妊産婦等生活援助事業の実施施設数	—	
・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	令和6年4月1日時点 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業（16か所） ・養育支援訪問事業（—） ・一時預かり事業（63か所） ・子育て世帯訪問支援事業（13か所） ・児童育成支援拠点事業（未実施） ・親子関係形成支援事業（未実施） 	

評価のための指標

①施設で養育が必要な子どもの見込み ※ 要領上の記載なし

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

計画規定内容

- ・ 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等）【P28】

現状（取組結果）

- ・ 自立支援コーディネーターの配置（H30～R3）→令和4年度～自立支援担当職員の配置
- ・ 令和5年度～里親等委託児童自立支援事業を開始
- ・ 社会的養護自立支援事業の実施
施設等居住型支援、民間賃貸住宅等居住型支援、一時的経費支援事業
生活相談等支援事業
(相談窓口の設置、各施設自立支援担当の研修、当事者の交流会の実施)
- ・ 身元保証人確保対策事業の実施
- ・ 本市独自に退所者の修学に対する支援を実施
(退所者修学費支給事業・退所児童等進学支援事業)
- ・ 児童自立生活援助事業所の新規開設（令和2年度から2か所増）

達成見込み・要因分析

本市においては、国における制度創設以前から退所者支援施策を行ってきた。さらに、国における制度以外にも独自事業を実施し、アフターケアの充実を図っている。

⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握 ※ 要領上「資源の必要量等」の記載なし		
②社会的養護経験者等の自立に向けた取組		
・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）	令和6年4月1日時点 Ⅰ型（5か所、17人）、 Ⅱ型Ⅲ型は実施箇所なし	
・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	—	
・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	—	

評価のための指標

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

計画規定内容

- 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【P11、P27】
- 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応【P27】

現状（取組結果）

- ・ 児童福祉司任用前・任用後研修、京都府との共同実施による性的虐待対応研修及び各種外部研修への参加
- ・ 児童福祉司及び児童心理司の増員、里親養育支援係の新設（令和2年度～）、警察からの書面通告や泣き声通告対応に対応するため会計年度任用職員の配置（令和2年度～）
- ・ 介入と支援機能の分離による系統的な対応体制の確立
- ・ 虐待対応班の継続的な強化

達成見込み・要因分析

- ・ 児童相談所職員の専門性の維持・向上に向けた研修の更なる充実を図る必要がある。
- ・ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童虐待に係る「相談・通告」件数の増加（536件増（令和2年度→令和5年度）及び社会的養育の推進等に対応するため児童相談所の体制強化に取り組む必要がある。
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム（虐待班）による迅速な初期対応、施設入所児への子ども虐待等ケアチームの支援及び在宅支援を継続する場合の地域班への引き継ぎを円滑に実施することで、組織的な対応を行っている。
- ・ 児童福祉司の増配置に伴う虐待班の体制強化（令和2年度：3→5班、令和5年度5→6班）

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組		
<ul style="list-style-type: none"> ・中核市・特別区における児童相談所の設置状況及び今後の設置見込み（検討中のものを含む。）を把握し、「地域の現状」として記載すること 	中核市・特別区ではないため対象外	
②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の管轄人口 	令和6年4月1日現在 推計人口 ・児童相談所1,063,700人 ・第二児童相談所372,547人	
<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を実施している児童相談所数 	2か所（児童相談所、第二児童相談所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司、児童心理司の配置数 	令和6年4月18日現在 ・児童福祉司84名（スーパーバイザー（課長級及び主席・係長級）25名を含む。） ・児童心理司31名（スーパーバイザー（係長級）3名を含む。）及び会計年度職員6名	

⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組

資源等に関する地域の現状、資源の整備・取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等	取組方針
②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組（続き）		
・市町村支援児童福祉司の配置数	1名	
・児童福祉司スーパーバイザーの配置数	令和6年4月1日時点 ・児童相談所 17名 ・第二児童相談所 8名 ※いずれも課長級を含む。（再掲）	
・医師の配置数	4名	
・保健師の配置数	保健師としての配置はなし	
・弁護士の配置数	4名（委託弁護士）	
・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司任用後研修延べ受講者136名（令和5年度）	
・専門職採用者数	専門職として児童相談所独自の採用はなし	

評価のための指標

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組 ※対象外

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

- ・ 児童相談所の管轄人口
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ・ 専門職採用者数（割合）

資源等に関する地域の現状、資源の整備、取組方針等

資源の必要量等（要領上の項目）	現在の整備・取組状況等
<ul style="list-style-type: none"> 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数 	1施設（全2施設）
<ul style="list-style-type: none"> 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数 	令和6年4月1日時点 定員 27名